様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事　◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	香川県
3. 市区町村名	三豊市
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	108-0
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.mitoyo.lg.jp/forms/menutop/menutop.asapx?menu_id=235

執行機関名　三豊市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	重度身体障害者住宅改造の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一　第十の項 重度身体障害者住宅改造の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	三豊市重度身体障害者住宅改造事業実施要綱（平成18年告示第42号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条　身体に重度の障害を有する者に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、当該身体障害者の日常生活を容易にし、その行動範囲を広げて自立を促進するため、三豊市が行う重度身体障害者住宅改造事業(以下「事業」という。)における補助については、三豊市補助金等の交付手続等に関する規則(平成18年三豊市規則第52号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		三豊市重度身体障害者住宅改造事業実施要綱（平成18年告示第42号）